

「AIと著作権に関する考え方について(素案)」に関する意見

【1.はじめに(P.2)】

- ・ 生成A Iには、情報漏洩や第三者の権利侵害につながるリスクもありますが、一方で生成A Iを適切かつ効果的に活用することで、これまででない発想や業務効率の改善が期待されます。生成A Iを安心・安全に利用できる環境を作ることが重要であり、今回の「考え方」の整理を端緒として、今後も分かりやすいガイドライン等の作成について検討が深められることを要望します。

【「5.各論点について」(1)学習・開発段階】

(工)本ただし書に該当し得る上記(ウ)の具体例について(学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方)(P.22)

- ・ 「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。そのため、こうした意思表示があることのみをもって、法第30条の4ただし書に該当するとは考えられない。」とされていますが、「4.関係者からの様々な懸念の声について」(P.12)にまとめられている権利者の懸念がありながら、A I事業者が営利目的で大量の著作物を利用してしている状況に鑑みると、A I技術の発展にも十分留意しつつ、技術および法制度によるオプトアウトの可能性についても引き続き検討していただきたいと考えます。

(オ)海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて(P.23)

- ・ 「インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、究極的には当該複製物に係る著作物の著作権者でなければ判断は難し」いため、「A I学習のため、インターネット上において学習データを収集する場合、収集対象のデータに、海賊版等の、著作権を侵害してアップロードされた複製物が含まれている場合もあり得る」としたうえで、A I事業者に対し、「新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう十分配慮した上でこれ(注：学習データの収集)を行うことが求められる」、「特に、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものである」としています。しかし、このようなモラルに訴える対応では不十分と考えます。海賊版等の権利侵害複製物を利用した学習は厳に罰すべきであり、さらに踏み込んだ規制を著作権法および著作権法以外の枠組みや技術による対応なども含め検討することを要望いたします。

【「5. 各論点について」(2)生成・利用段階】

ウ 依拠性に関するAI利用者の主張・立証と学習データについて(P.30・31)

- ・ 「考え方」において「このような技術的措置が講じられていること等の事情から、当該生成AIにおいて、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には、AI利用者において当該評価を基礎づける事情を主張・立証することにより」とあり、また「AI生成物と既存の著作物との類似性の高さ等の間接事実により依拠性が推認される場合、被疑侵害者の側が依拠性を否定する上では、当該生成AIの開発に用いられた学習データに当該著作物が含まれていないこと等の事情が、依拠性を否定する間接事実となるため、被疑侵害者の側でこれを主張・立証することが考えられる」とありますが、これらAI利用者又は被疑侵害者による主張・立証は現実的には不可能と考えられます。AI利用者又は被疑侵害者は、AI事業者による学習においてどのような著作物が学習されたか把握できない以上、AI利用者又は被疑侵害者側で主張・立証できない事項については、AI事業者側が立証について一定の負担を負うべきです。
- ・ 少なくとも、学習に利用したデータに関する情報を開示することに関する具体的な法的義務をAI事業者に課す等、AI利用者又は被疑侵害者側による立証作業の軽減策が設けられるべきと考えます。

【6. 最後に(P.37)】

- ・ 本「考え方(素案)」は、現行の著作権法における考え方が整理され、示されたものですが、今後のAI技術の発展に伴い、さまざまな問題が顕在化した時には、本「考え方」にこだわらず、著作権法の改正も視野に入れた迅速な検討を行うことを要望いたします。
- ・ 著作権等の保護とAI技術の利活用促進という両面をバランスよく考慮した上での検討が必須になると考えますので、今後も継続して利用者、権利者などの関係各所の状況を注視しながら、世界的な時流に遅れを取らない取り組みが必要と考えます。

【いわゆるディープフェイクについて】

- ・ いわゆるディープフェイクについては、すでに著作権・著作隣接権の侵害となる放送番組を使った悪質な事案も発生しています。今後も生成AIの技術の発展に伴い、放送局や放送番組を装ったディープフェイクによる偽情報がさらに蔓延し、報道機関としての報道・情報の信用が損なわれることを強く危惧いたします。AI事業者による技術的対策や著作権法以外の法律での対応なども含め、ディープフェイク対策について多面的に検討することを要望いたします。